

長野陸上競技協会の贈与する栄章規程

平成 24 年 12 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、本協会に功労、功績、勲功のあった者に対し、栄章を贈りその名誉を表彰するためこの規程を定める。

(栄章の種類)

第 2 条 本協会の贈与する栄章は次の 5 種とする。

功労章、勲功章、特別功績賞、審判員功労章、指導者功績章

(栄章贈与の区分)

第 3 条 栄章の贈与区分を次の通り定める。

功 労 章	本協会に功労のあったものに贈与する。
勲 功 章	本協会に勲功のあった競技者に贈与する。
特 別 功 績 章	本協会に多額の金品を寄付された者及び多年にわたりこの協会発展のために貢献されたものに贈与する。
審 判 員 功 労 章	本協会の審判員として、多年に亘って特に功労のあった者に贈与する。
指 導 者 功 績 章	長野県の陸上競技の指導者として、多年にわたって特に功績のあったものに贈与する。

(栄章の贈与方法)

第 4 条 栄章の贈与方法を次の通り定める。

- (1) 本協会栄章審議委員会において毎年栄章贈与者の選考を行い、理事会の承認を得てこれを決定する。
 - (2) 地区陸協は毎年 1 回その管轄支部陸協の栄章贈与候補者を選び、詳細な履歴書を添えて本協会会長に推薦する。
 - (3) 本協会会長は理事長に候補者名簿を作成させ、これを栄章審議委員会で審議させる。ただし、該当者のいない場合は贈与しないこともある。
 - (4) 本協会が推薦する「公益財団法人長野県体育協会関係栄章候補者」「公益財団法人日本陸上競技連盟栄章候補者」及び「東海陸上競技協会表彰候補者」についても、本条(1)(2)(3)を準用する。
- 2 急逝者及び危篤急患の者に対し栄章に値するときは、理事長は速やかに会長と協議し栄章を贈与することができる。

(栄章贈与期日)

第 5 条 栄章の贈与は毎年長野県陸上競技春季大会第 2 日目に行う。贈与の際栄章ならびに章記を贈る。ただし、特に意義ある式典の際に行っても良い。

附 則

本規程は平成 24 年 12 月 1 日から施行する。